

「海岸漂着物等発生抑制普及啓発パネル」貸出要領

1 目的

海岸に漂着するごみ等の発生抑制に関して県民に周知するための「海岸漂着物等発生抑制普及啓発パネル」（以下「啓発パネル」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

啓発パネルの貸し出しは、秋田県生活環境部温暖化対策課（以下「貸出機関」という。）が行う。

3 対象

貸し出しの対象は、県、県内市町村、学校及び関係団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

4 貸出物品

海岸漂着物等発生抑制普及啓発パネル 一式（各パネルの名称は別記のとおり）

5 貸出方法

- (1) 啓発パネルの借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（別紙様式）を貸出機関に提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借受希望者に対して、啓発パネルを貸し出すものとする。
- (3) 貸し出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として、貸出機関から啓発パネルを直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。
- (4) 貸し出しに伴う搬入及び搬出は借受者が行うものとする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として10日以内とする。

7 料金

無料とする。

8 損害賠償

借受者が故意に啓発パネルを破損した場合は、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

9 その他

- (1) 借受者は、啓発パネルを使用して営利目的の営業を行ってはならない。
- (2) 借受者は、第三者に転貸してはならない。

附 則

この要領は、令和 元年 6月28日から施行する。

この要領は、令和 2年 1月 6日から施行する。

